

第百四十五回 参議院国旗及び国歌に関する特別委員会会議録第二号

平成十一年七月二十九日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

岩崎 純三君

鴻池 祥肇君

溝手 顕正君

江田 五月君

森本 晃司君

笠井 亮君

委員

市川 一朗君

景山俊太郎君

亀井 郁夫君

中川 義雄君

南野知恵子君

橋本 聖子君

馳 浩君

森田 次夫君

足立 良平君

石田 美栄君

江本 孟紀君

竹村 泰子君

本岡 昭次君

松 あきら君

山下 栄一君

阿部 幸代君

山本 正和君

扇 千景君

山崎 力君

国務大臣

(内閣官房長官)

野中 広務君

政府委員

内閣官房内閣内政審議室長

兼内閣総理大臣官房内政審議室長

内閣総理大臣官房審議官

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

明いたします。

第一に、国旗は日章旗とすることとし、その制式を定めることとしております。

第二に、国歌は君が代とすることとし、その歌詞及び楽曲を定めることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、委員長初め理事、委員各位の御協力を賜り、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩崎純三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時二分散会

七月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国旗及び国歌に関する法律案

七月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国旗及び国歌に関する法律案

七月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国旗及び国歌に関する法律案

七月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国旗及び国歌に関する法律案

七月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国旗及び国歌に関する法律案

七月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国旗及び国歌に関する法律案

七月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国旗及び国歌に関する法律案

七月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国旗及び国歌に関する法律案

七月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国旗及び国歌に関する法律案

七月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国旗及び国歌に関する法律案

七月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国旗及び国歌に関する法律案

七月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国旗及び国歌に関する法律案

七月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国旗及び国歌に関する法律案

国旗及び国歌に関する法律案

国旗及び国歌に関する法律

(国旗)

第一条 国旗は、日章旗とする。

2 日章旗の制式は、別記第一のとおりとする。

(国歌)

第二条 国歌は、君が代とする。

2 君が代の歌詞及び楽曲は、別記第二のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(商船規則の廃止)

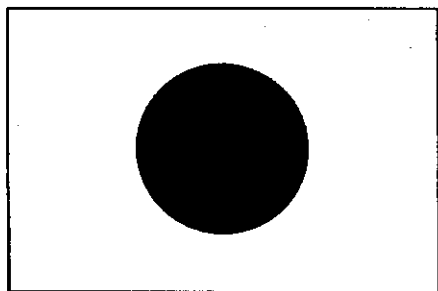
2 商船規則(明治三年太政官布告第五十七号)は、廃止する。

(日章旗の制式の特例)

3 日章旗の制式については、当分の間、別記第一の規定にかかわらず、寸法の割合について縦を横の十分の七とし、かつ、日章の中心の位置について旗の中心から旗竿側に横の長さの百分の一偏した位置とすることができる。

別記第一(第一条関係)

日章旗の制式



一寸法の割合及び日章の位置

縦 横の三分の一

日章

直径 縦の五分の三

中心 旗の中心

二 彩色

地 白色

日章 紅色

別記第二(第二条関係)

君が代の歌詞及び楽曲

一 歌詞

君が代は

千代に八千代に

さざれ石の

いわおとなりて

こけのむすまで

二 楽曲

古 歌
林 広守 作曲



きみがー よーは ちよにー やちよに



さざれ いしの いわおとなりて



こけの むーすー まーで